

## みどりの風の道形成（グリーンストリート支援(みどりの基金公募型)）事業実施要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、みどりの風を感じる大都市・大阪の実現を図るため、重点的に施策を実施する区域（以下、「みどりの風促進区域」という。）において、地域住民や企業等が主体となって行う緑化活動に対し、大阪府みどりの基金を活用して、樹木等の緑化資材を支援するために必要な事項を定めるものである。

### （事業の対象区域）

第2条 この事業の対象は、知事が指定するみどりの風促進区域において民間施設等の緑化を行う事業とする。

### （事業の対象者）

第3条 この事業の対象者は、自治会、又は地域住民や企業等で構成された地域の任意団体、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人等とする。

- 2 前項による団体設立にあたっては、規約、定款又は会則を定めること。ただし、企業等で事業の要件を満足し、事業を実施する場合はこの限りでない。
- 3 国、地方公共団体又は個人は事業の対象者とししない。

### （対象とする緑化の内容）

第4条 本事業は、道路などの公共空間と隣接する私有地とが一体となったみどり空間を創出するため、府民協働による緑化活動の支援を行うものとし、内容は、みどりの風促進区域内の主要路線沿道及びそれに交差する路線の沿道において、樹木の植栽、大型の樹木プランター、壁面緑化や立体花壇等を設置するものとする。

### （事業の要件）

第5条 本事業は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- （1）法令等により義務付けられた緑化でないこと。
- （2）整備した緑化について、適正で継続した維持管理活動が行える体制を確保又は確保することが確実に見込まれること。
- （3）整備した緑化の維持管理について、事業の趣旨を十分理解し、みどり空間が良好に確保されるよう、支援樹木が枯れた場合には植栽に適した時期に植え替える等、申請者が責任をもって行うこと。
- （4）整備した緑化区域や周辺道路等の清掃・美化活動等に協力できること。
- （5）法令等に違反しない施設及び敷地であること。
- （6）販売予定のある施設及び敷地は支援の対象とししない。

(7) 申請者は以下のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

ロ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(8) 本事業については、府が定める期間内に着手し、完了するものでなければならない。

(事業採択)

第6条 本事業により緑化資材の支援を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大阪府に「みどりの風の道形成(グリーンストリート支援(みどりの基金公募型)事業)実施計画書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の実施計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 緑化計画書(様式第2号)
- (2) 緑化資材内訳書(様式第3号)
- (3) 維持管理計画書(様式第4号)
- (4) その他必要と認める書類

3 採択要件

- (1) 道路等の公共空間と隣接する民有地が一体となったみどりづくりが進められるものであること。
- (2) 1申請あたり5,000千円を支援上限とし、樹木の場合20本以上植栽するものに限る。
- (3) 本事業の対象とする緑化資材、上限単価等は、別表1に示すとおりとする。

4 事業の採択にあたっては、実施計画書の内容について大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会の審査を経て、予算の範囲内で大阪府が決定する。

なお、審査に当たり、計画内容について申請者に説明を求める場合がある。

5 大阪府は、採択可否の結果を申請者に通知する。

(支援の申込み)

第7条 申請者は、採択の決定を受けたときは、大阪府にすみやかに支援申込書(様式第5号)を提出し、申込みしなければならない。

2 前項の支援申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 緑化計画書(様式第2号)
- (2) 緑化資材内訳書(様式第3号)
- (3) 維持管理計画書(様式第4号)
- (4) 申請者の団体構成員名簿又は役員名簿及び規約、定款又は会則
- (5) 要件確認申立書(様式第6号)
- (6) 暴力団等審査情報(様式第7号)
- (7) その他必要と認める書類

(支援の決定)

第8条 大阪府は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等により内容を審査し、緑化資材の支援の決定をするものとする。

(支援の決定通知)

第9条 大阪府は、支援の決定をしたときは、すみやかにその決定内容及びそれに付した条件を支援決定通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

(緑化資材の受渡し)

第10条 緑化資材の受渡し場所、方法等について別途協議して定める。

(受領書)

第11条 申請者は、緑化資材の受渡し後、受領書(様式第9号)をすみやかに大阪府に提出するものとする。

(損害の負担)

第12条 大阪府は、緑化資材の支援後生じた枯損及び数量の不足等の損害については、その責を負わない。

(事業の中止又は廃止)

第13条 申請者は、支援の決定後事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第10号)を大阪府に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の完了)

第14条 樹木の植付け等事業が完了したときは、事業完了届(様式第11号)をすみやかに大阪府に提出しなければならない。

(支援品の財産区分)

- 第15条 大阪府が支援した緑化資材の財産権は、申請者に譲渡したものとみなし、申請者に帰属する。ただし、当該緑化資材を設置する施設の管理者又は土地の所有者に財産権を譲渡することも可能とする。
- 2 大阪府が支援した緑化資材は、給付後、申請者が育成及び管理に努めるものとし、第9条に定める給付の決定通知の日から最低5年間大阪府の承認を受けないで、支援事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。また、故意に樹木等を枯損させた場合には、申請者の責において同等程度の樹木等に植え替えさせることがある。
- 3 申請者は、第1項の規定により当該緑化資材を設置する施設の管理者又は土地の所有者に財産権を譲渡する場合、及び第2項の規定による大阪府の承認を受けようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第12号)を大阪府に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 大阪府は前項の規定により承諾する場合において、緑化資材の給付の目的を勘案し、申請者に対し、取得財産等を処分したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する金額の全部又は一部を、府に納付させることがある。

(緑化状況報告)

- 第16条 申請者は、緑化資材を受領した翌年から5年間、毎年7月までに直近の1か月以内に撮影された緑化状況が確認できる写真を、撮影場所及び撮影日時を記載した緑化状況報告書(様式第13号)を大阪府に提出すること。

(その他)

- 第17条 本事業実施に際し、本事業で緑化したことを示す看板及び樹名板(別表2)等を掲示しなければならない。なお、当該看板等については支援の対象とし、看板等の形式及び表示内容については、大阪府とあらかじめ協議することとする。

(附則)

この要領は、平成26年11月17日から施行する。

(別表 1)

資材支援の種別	対象資材	備考
樹木プランター等支援	樹木、大型プランター、雨水利用施設及び簡易灌水施設等資材、土、肥料、多年草（つる性植物を含む）、立体花壇、緑化フェンス（樹木 20 本以上、多年草は緑化延長 25m 以上を対象とする）	・ 1 申請：5,000 千円以内 ・ 資材の上限単価：(1 本又は 1 セットあたり) 100 千円未満 ・ 緑化状況報告 5 年
その他	看板、樹名板、ロゴマークステッカー	

(別表 2)

## みどりの風の道形成事業 看板及び樹名板設置について

### ●看板

- ① 1 申請あたり、1 枚以上を設置すること
- ② 私有地内の人目につく場所に設置すること
- ③ 看板の盤面はA 3 サイズ程度 (400mm×250mm) 程度とする
- ④ 看板の素材はアルミ複合板を標準とする
- ⑤ 看板に記載すべき内容は下記のとおりとする

- ・平成〇〇年度
- ・大阪府みどりの風の道形成事業
- ・申込者名 (樹木等維持管理者)
- ・「みどりの風」ロゴマーク
- ・「笑働 OSAKA」ロゴマーク
- ・「大阪府みどりの基金」ロゴマーク

※事業を行う上で協力企業がある場合はその企業名について必ず記載のこと。

※大阪府みどり基金から助成を受けて実施したことを記載すること。



【みどりの風ロゴマーク】



【看板の例】



【笑働 OSAKAロゴマーク】

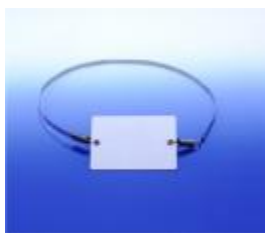


【大阪府みどりの基金ロゴマーク】

### ●樹名板

- ① 原則、全ての樹木に設置すること  
(低木・地被類・フェンス緑化については、樹木に換算して1本あたり1枚設置すること)
- ② 樹名板の盤面はサイズ 100mm×150mm程度とする
- ③ 樹木にかけるタイプもしくは土にさすタイプのいずれでも可
- ④ 樹名板の素材は塩化ビニール、ペット樹脂等とする
- ⑤ 看板に記載すべき内容は下記のとおりとする

- ・樹種名
  - ・「みどりの風」ロゴマークステッカーを貼付
- ※「みどりの風」ロゴマークステッカーは大阪府より配布



【樹木にかけるタイプの樹名板例】



【土にさすタイプの樹名板例】



【ロゴマークステッカーの例】